

改めて既契約の予定利率引下げについて

アカラックス㈱代表取締役 アクチュアリー 坂本 嘉輝

心配されたい3月危機
は何とが無事に乗り越えた
ものの、アメリカの不況と
会計不信・経営者不信は、
将来に対する風通しを改善す
ます不安なものである。来
月には年々6・11が1
周年を迎える。アメリカ
では中間選挙を迎え、中
國との競争が、もはやそれ
をいつ始めるかという時期
だけの問題になりつつあ
る。また、北朝鮮の最近の
変化も何かが起るのではな
ないかと二層不安感をか
きたてる。

生保協会長が交代し、そ
の最初のあひだ、既契約の
予定利率引下げは必要
ないという見解を切った
が、その発言がまだ終わ
らないうちに、
今度は、新しく就任した金
融庁長官がその就任のあ
ひだ、既契約の予定利率
引下げ問題を再度検討す
るの発言した。また、ア
ラックスと口を交わす
ところだ。

その中でも、蓄積型ニ
ソリの株価も金利も下がり
、ソルも安くなる(結果
としてわが国の株価も下
がり、10年前のわが国を見
ると、めざましい差がある
)。この9月の中間決算(半
期報)を生保各社は無事乗
り越せられたのか。9
月を乗り越えたとして、来
年の3月は大丈夫だろう
か。銀行のハイオプ解禁を
果たした法通のついで、

銀行で既に生保の契約者
保護の実態が改めて注目さ
れるのではないかと、それが
具体的な契約者の行動とな
るとのふたつが現れるのだ
ろうか。今、考えなければ
ならない課題は山積みにて
いる。

とはいえず、明日でも夫
が落ちてくるのではな
いかと毎日心配して、た
くやうの古(毛)の國の
人々(これが杞憂(キウウ)で
下げ問題に関しては、日本
の

残念なことに、日本生命
は、予定利率の引き下げ自
体は必要ないとして、
体は必要ないと述べてい
るが、自分の会社について
は、それを言わないと言っ
て、論客たちも、且
この関連会社には所属す
るものの、その主張は個別
の利害を離れた客観的・第
三者的・理論的なもので
ない(トランススを堅持して
る。

その上で、彼らはこの
紙上を借りてお願いた
い。何とか日本生命を脱
伏させて、日本生命が口火
を切れば、予定利率の引
下げを実施するまでに
もうそでないだろうか。

確かに日本生保は、予定利率
を引下げなくとも生保
ひびくには困るかもしれ
ない。あえて消費者に不
満の(トランス)方向にだけ
誘導してしまっただけ)

彼らが本意にわが国の生
保業界のため、そして生保
の利用者であるわが国の
民のほとけのために、予
定利率の引き下げが必要と
確信し、また、本意に自分
の理論が正当で、かつ妥当
であり、現実的だと確信
しているのなら、この際、
もう一段の努力をして、何
れが母体である日生を脱
して、もらいたいと切にお願
いしたい。いかにせよ、

日本生命が先頭切って実施を

生命を除く、いわゆる巨大
手生保各社が声をそろえて
反対を唱えるのに対し、日
本生命だけは積極的の賛成
意見を表明している。それ
をバックアップするかのよ
うに、同社ないし関連会社
の論客たちは、大所高所か
ら(すなわち、日生こう
個別会社から離れて生保問
題に関する有識者の一人と
して)予定利率の引き下げ
の必要性をさまざまな場
所で説き、また、予定利率
引き下げを相互会社の株式
社化(セゾール)で実行す
ることにより、契約者負担を
減する方法をもち、具体的
かつ理論的につづいて、
な雑誌に発表している人も
いる。

私は従来から、この予定
利率の引き下げは必要ない
ものであり、特に相互会社
の場合、引下げ不可とい
うのは契約者の社員権(契
約者は相互会社の構成員で
ある社員でもある)、会社
としての最終的な意思決定の
権利を保持しているという
ことと不平等な侵害であり、
無効な主張しているのだ
が、このふたつな状況は、
はさまれたけれども問題の
在りか、解決策は分かっ
ていながら、ネコが咬んで
が付けられぬ状況になっ
ているのと同じだ。

予定利率の引き下げの方
向は早期に解決すること
を望むものである。また、
新たな生保会社の破
たんを防ぐ(このため
に、日本生保の負担を軽く
するべきである)という
方向性もあつて、同
業の明白にする必要
が

生保業界問題の解決糸口に 契約者間の不公平も多少解消

苦しい会社は、行つて来
いができないので、その
分、契約者負担が増すこと
になるが、それでも会社が
破たんするよりは、はるかに
軽く済むだろう。

日本がまず先頭を切つて
これを実施すべきは、
ほかの元大手各社も安心し
て後に続くことができる
だろう。今から準備すれば、
9月末には間に合わないに
しても、来年9月末には
は何と具体的な方向性が
出せぬではないか。